8.2　条約の締約国は、次の油タンカーの当該締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への入港を拒否する権限を有する。

.1　5の規定に基づき、二千十五年における当該タンカーの引渡しの日を超えて運航するもの

.2　7の規定に基づいて運航するもの

これらの場合において、当該締約国は、国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその細目を了知するよう、条約の締約国に対し当該情報を回章に付する。

第二十一規則　貨物として重質油を運送する油タンカーによる油汚染の防止

1　この第二十一規則は、

.1　載貨重量六百トン以上の油タンカーであつて、引渡しの日のいかんを問わず、貨物として重質油を運送するものについて適用する。

.2　1.1の規定の適用を受ける油タンカーであつて、第十九規則3.1及び3.2、同規則3.1及び4又は同規則3.1及び5の規定に適合しているもの（もつとも、貨物タンクの境界と船側外板及び船底外板との間の最小距離の要件をすべての点において満たすことを要しない。）については、適用しない。この場合において、船側における保護距離は、型式二の貨物タンクの設置について国際バルクケミカルコードに定める距離を下回らないものとし、かつ、船底の保護は、第十八規則15.2の規定に適合しなければならない。

2　この第二十一規則の適用上、「重質油」とは、次のいずれかをいう。

.1　摂氏十五度における密度が一立方メートル当たり九百キログラムを超える原油

.2　摂氏十五度における密度が一立方メートル当たり九百キログラムを超えるか又は摂氏五十度における動粘度が一秒当たり百八十平方ミリメートルを超える油

.3　ビチューメン、タール及びこれらの乳濁物

3　この第二十一規則が適用される油タンカーは、第二十規則の関係規定に適合することに加え、4から8までの規定に適合する。

4　5から7までの規定に従うことを条件として、この第二十一規則を適用する油タンカーは、

.1　載貨重量五千トン以上の場合には、二千五年四月五日までに、第十九規則に定める要件に適合する。

.2　載貨重量六百トン以上五千トン未満の場合には、二千八年における当該船舶の引渡しの日までに、第十九規則6.1の規定に適合する二重底タンク又は閉囲場所を備え、及び同規則3.1に基づき配置され、かつ、同規則6.2に定める間隔wについての要件に適合するウイング・タンク及び閉囲場所を備える。

5　貨物として重質油を運送する載貨重量五千トン以上の油タンカーであつて、油の運送のために使用されず、かつ、全貨物タンクの長さまで達する二重底若しくは二重船側のみを有し、又は油の運送のために使用されず、かつ、全貨物タンクの長さまで達する二重船殻であつて1.2の規定の適用を免除されるための条件を満たしていないものを有するものの場合には、主管庁は、次のことを条件として4に定める日を超える船舶の継続した運航を認めることができる。

.1　船舶が、二千三年十二月四日に運航状態にあったこと。

.2　主管庁が、5及び5.1に定める条件に船舶が適合したという公式な記録の検証を認めていること。

.3　船舶の5、5.1及び5.2に定める条件が変更されないこと。

.4　船舶の継続した運航が、当該船舶の引渡しの日後二十五年に達する日を超えないこと。

6.1　主管庁は、載貨重量五千トン以上の油タンカーであつて摂氏十五度において一立方メートル当たり九百キログラムを超え九百四十五キログラムを下回る密度を有する原油を運送するものの継続した運航を、第二十条6に定める状態評価制度の結果により、当該タンカーの大きさ、船齢、運航の範囲及び構造上の状況を考慮して、そのような運航を継続するために適当と認める場合には、4.1に定める日を超えて認めることができる。ただし、当該運航は、当該タンカーの引渡しの日後二十五年に達する日を超えてはならない。

6.2　主管庁は、載貨重量六百トン以上五千トン未満の油タンカーであつて貨物として重質油を運送するものの継続した運航を、第二十条6に定める状態評価制度の結果により、当該タンカーの大きさ、船齢、運航の範囲及び構造上の状況を考慮して、そのような運航を継続するために適当と認める場合には、4.2に定める日を超えて認めることができる。ただし、当該運航は、当該タンカーの引渡しの日後二十五年に達する日を超えてはならない。

7　条約の締約国の主管庁は、載貨重量六百トン以上の油タンカーであつて貨物として重質油を運送するものについては、次の場合においては、この第二十一規則の適用を免除することができる。

.1　当該タンカーが、当該締約国の管轄の下にある海域のみにおける航海に従事するか又は当該締約国の管轄の下にある海域に所在する浮体式貯蔵施設として運航されている場合

.2　当該タンカーが、他の締約国の管轄の下にある海域のみにおける航海に従事するか又は当該締約国の管轄の下にある海域に所在する浮体式貯蔵施設として運航されている場合。ただし、当該タンカーが自国の管轄の下の海域を運航することとなる締約国が、その運航に同意する場合に限る。

8.1　自国を旗国とする船舶に対し5から7までの規定の適用を認め、停止し、撤回し、又は拒否する主管庁は、その細目を直ちに国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がそのような情報を了知し、及び適当な措置をとるよう、条約の締約国に対し当該情報を回章に付する。

8.2　国際法に従うことを条件として、条約の締約国は、5又は6の規定に基づいて運航する油タンカーのその管轄の下にある港又は沖合の係留施設への入港を拒否し、又はその管轄の下の海域における重質油の船舶間積替え（船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な積替えを除く。）を拒否する権限を有する。そのような場合において、当該締約国は、国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその細目を了知するよう、条約の締約国に対し当該情報を回章に付する。

第二十二規則　ポンプ室の底の保護

1　この第二十二規則は、二千七年一月一日以後に建造された載貨重量五千トン以上の油タンカーについて適用する。

2　ポンプ室は、二重底タンク又は閉囲場所の深さがいかなる横断面においてもポンプ室底と船舶の基線に対し直角に測つた船舶の基線との間の距離hが次に定める値を下回らないような二重底を備える。

h＝B／15（メートル）又はh＝2（メートル）のいずれか小さい方

ただし、hの最小値は、一メートルとする。

3　底板が、少なくとも2の規定に定める最小の高さにより基線の上に配置されているポンプ室（例えば、ゴンドラステムデザイン）の場合には、ポンプ室において二重底を建造する必要はない。

4　バラストポンプは、二重底タンクからの効率的な吸水を確保するための適当な装置を備える。

5　2及び3の規定にかかわらず、ポンプ室の浸水がバラスト・ポンプ装置又は貨物用のポンプ装置の機能を失わせない場合には、二重底を取り付ける必要はない。